

岡谷市総合評価落札方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡谷市が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、競争入札を実施する場合に価格及びその他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の対象とする工事は、次に掲げる工事のうち岡谷市建設工事等審査委員会規程（昭和51年岡谷市訓令第4号）第1条に規定する建設工事等審査委員会において指定したものとする。

(1) 入札者の工事成績、工事实績、技術者の能力、社会貢献等（以下「工事成績等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められるもの

(2) その他必要と認めるもの

(総合評価の方法)

第3条 総合評価落札方式で定める評価点は、次のとおりとする。

(1) 総合評価点 価格点と価格以外の評価点を総合した評価点

(2) 価格点 入札価格に基づいて算出した評価点

(3) 価格以外の評価点 入札者の工事成績等から算出した評価点

2 前項各号の評価点は、別表に定める基準に基づき配点するものとする。

3 総合評価の形式は、次のとおりとする。

(1) 工事成績等簡易型 前条第1号の工事に該当し、工事成績等を評価する場合

(2) その他 この要領に定めのない方式による場合

(学識経験者の意見聴取)

第4条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の意見聴取の際に、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて、学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 学識経験者の意見聴取については、長野県総合評価事業審査会に代行審査を依頼することができる。

(落札者決定基準)

第5条 市長は、前条の規定による意見聴取の結果、落札者決定基準について意見が付されなかったときは、速やかに実施を決定するものとする。

2 市長は、前条の規定による意見聴取の結果、落札者決定基準について意見が付されたときは、基準の再検討を行ったうえ実施を決定するものとする。

(落札者決定の際の意見聴取)

第6条 市長は、第4条の規定により落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴くこととなった場合においては、学識経験者の意見を聴取し、落札者を決定するものとする。

(価格以外の評価点の審査及び決定)

第7条 価格以外の評価点は、入札者から提出される価格以外の評価点申請書(別記様式)に基づき採点し、市長が決定するものとする。

(落札決定方法)

第8条 総合評価落札方式で定める落札決定の方法は、次の各号によるものとする。

(1) 入札書の開札は、価格以外の評価点が決定した後に行う。

(2) 入札者のうち、次の要件のいずれも満たす者を価格以外の評価対象とする。

ア 価格以外の評価を行うため、入札公告で定めた価格以外の評価点申請書を提出した者

イ 提出された入札書が入札公告に定めた必要な要件(入札書を封入した封筒を開封しなければ確認することができない部分を除く。)を満たし、無効でない者

(3) 入札者のうち、次の要件のいずれも満たす者を対象に総合評価を行う。

ア 入札価格が予定価格以内の者

イ 岡谷市低入札価格調査制度事務処理要領(平成13年岡谷市告示第141号)第3条の2によって失格とならない者

(4) 落札候補者は、総合評価点の最も高い者とする。ただし、同点の場合は当該入札者に連絡のうえ、くじ引きにより決定するものとし、当該入札者が出席

することができないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとする。

(入札参加者への周知)

第9条 市長は、この要領を公表するとともに、入札参加者に対し入札公告により次に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 総合評価の落札者決定基準（評価項目及び配点）に関すること。
- (3) 入札参加申請時又は落札候補者資格審査時に提出が必要な資料に関すること。
- (4) 落札者決定方法に関すること。
- (5) 価格以外の評価結果の公表及び評価結果に対する疑義照会に関すること。
- (6) 価格以外の評価内容の確保等に関すること。

(入札参加申請時に必要な資料)

第10条 入札参加申請者は、価格以外の評価点申請書を入札参加申請書と同時に提出するものとする。

- 2 前項の価格以外の評価点申請書を提出しない入札参加申請者の入札参加申請書は、無効とする。

(価格以外の評価結果の公表及び評価結果に対する疑義照会)

第11条 市長は、第7条の規定による価格以外の評価点の審査結果について、公表するものとする。

- 2 入札者は、前項により公表された日の翌日から2日以内（休日を除く。）に、自らの価格以外の評価点に係る疑義について、文書により照会をすることができるものとする。

(価格以外の評価内容の確保等)

第12条 市長は、第8条の規定による落札候補者との契約前に、価格以外の評価内容を満足しない事実が確認されたときは、当該落札候補者とは契約しないものとする。

- 2 市長は、契約後に提出された資料への虚偽記載等悪質な行為があったと確認されたときは、契約の解除を行うものとする。

(秘密の保持)

第13条 市長は、総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は公表しないものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総合評価点算定基準

第1 趣旨

この算定基準は、岡谷市総合評価落札方式試行要領（平成21年岡谷市告示第63号）に基づき適正な算定を実施するため、工事成績等簡易型の評価について、必要な細目について定める。

第2 評価点の設定

点数の配分は、以下による。

- (1) 価格点：86.5～91点
- (2) 価格以外の評価点：9～13.5点

第3 総合評価点の算定方法

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

第4 価格点の算定方法

- (1) 応札額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）を超えた者、低入札価格調査事務処理要領（平成13年岡谷市告示第141号）第3条の2に基づく失格基準価格未滿で失格となった者及び岡谷市建設工事に係る事後審査型一般競争入札実施要領（平成21年岡谷市告示第55号）第22条に基づき無効（失格）となった者を除いて算定する。
- (2) 価格点＝配点×最低価格／入札価格（小数点以下第3位四捨五入2位止め）
 - ※ 最低価格とは、有効な入札価格のうち最低の入札価格とする。
 - ※ 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。

第5 価格以外の評価点

価格以外の評価点の配点は、以下に示す評価項目及び配点とし、評価の基準日は入札公告日とする。

1 企業の施工能力

(1) 工事成績

過去2年間における長野県発注工事の工事成績評定の平均点を基に算出する。（最大3点）

評価点 = 3 点 × (工事成績点 - 65 点) / (最高工事成績点 - 65 点)

[小数点以下第 2 位四捨五入 1 位止め]

ア 上記の点数の範囲で加点する。

イ 工事成績点は、長野県発注工事の過去 2 年間の工事成績評定点を単純平均して求める。なお、過去 2 年間の件数が 5 件未満の場合は過去 5 年間とする。[小数点以下第 1 位四捨五入整数止め]

ウ 工事成績点は、毎年四半期毎（見直し基準日：4/1、7/1、10/1、1/1）に見直したものを適用する。

エ 工事成績点の対象工事は、業種区分に関係なく、長野県が発注した全ての工事を対象とする。ただし、参加希望型競争入札の工事に対して実施した簡易な評定（平成 14 年 2 月 1 日 13 監技第 268 号）による工事成績評定点及び森林整備業務に係る工事成績評定点は、算定対象としないものとする。

オ 最高工事成績点は、全入札者中で工事成績点が最高の者の点数とする。

カ 工事成績点は、見直し基準日以降に公告する案件に適用する。

キ 工事成績点は、見直し基準日より 3 ヶ月以前から 2 ヶ年遡った間に竣工している工事（竣工年月日）の工事成績評定点を対象とする。ただし、2 ヶ年遡った間に竣工している工事が 5 件未満の場合は 5 ヶ年とする。

ク 工事成績点が 80 点以上の場合は、工事成績点及び最高工事成績点を 80 点として計算する（評価点の計算において、80 点を上限とする）。

ケ 工事成績点が 65 点の場合及び過去 5 ヶ年に工事成績評定点がない場合の評価点は 0 点、65 点未満の場合の評価点はマイナスとする。

コ 工事成績評定点の取得者が少ない工事においては、配点を下げることができるものとする。

(2) 工事实績

同種・類似工事の施工実績の有無により評価する。（最大 2 点）

ア 上記の点数の範囲で加点する。

イ 特定 J V の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合に限る。

ウ 実績は公共機関等から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、公

告で定めた場合は民間発注工事の実績等を含める事ができるものとする。

エ 契約書の写しを提出すること。

2 配置予定技術者の能力

(1) 工事实績

過去5年間の主任（監理）技術者の同種・類似工事の施工実績の有無により評価する。

（最大1点）

ア 上記の点数の範囲で加点する。

イ 特定JVの構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。

ウ 契約書の写しを提出すること。

(2) 保有資格

契約時に配置する技術者（技能者を含む。）の資格の有無により評価する。（最大1.5点）

ア 上記の点数の範囲で加点する。

イ 登録が必要な資格については、登録が完了していなければならない。

ウ 複数の配置予定技術者を申請した場合の評価点は、下位の者の資格に該当する点数とする。

エ 保有資格を確認することができる資格者証等の写しを提出すること。

3 社会貢献

(1) 環境対策

環境対策に関する認定（認証）制度の取得実績の有無により評価する。（0.5点）

ア 認定（認証）の状況により上記点数を加点する。

イ 登録証又は認定証の写しを提出すること。

(2) 労働福祉

障害者雇用の状況により評価する。（0.5点）

ア 雇用の状況により上記点数を加算する。

イ 障害者の雇用に関する状況報告書の写し又は被雇用者の障害者手帳の写しを提出すること。

労働福祉の状況により評価する。（0.5点）

ア 労働福祉の状況により上記点数を加点する。

イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出すること。

ウ 経営事項審査の「労働福祉の状況」のうち、「雇用保険加入」及び「健康保険及び厚生年金保険加入」のいずれかの項目にマイナス評価がある者は、1点減点する。

(3) 子育て支援

一般事業主行動計画の策定、届出及び育児休業制度の規定の有無により評価する。

(0.5点)

ア 行動計画策定・届出の有無、育児休業制度の就業規則への規定の有無により上記点数を加点する。

イ 一般事業主行動計画書又は就業規則の写しを提出すること。

4 地域貢献

(1) 営業拠点

岡谷市内における営業拠点の有無により評価する。(最大2点)

上記の点数の範囲で加点する。

(2) 災害協定

岡谷市との災害時協力協定等締結の有無により評価する。(0.5点)

・災害時協力協定等締結の有無により上記点数を加点する。

(3) 除雪契約

岡谷市との除雪、排雪等委託契約締結の有無により評価する。(0.5点)

・除雪、排雪等委託契約締結の有無により上記点数を加点する。

(4) ボランティア

岡谷市内での地域社会への貢献の有無により評価する。(0.5点)

・ボランティア活動の実績の有無により上記点数を加点する。

(5) 消防団協力

岡谷市消防団協力事業所の認定の有無により評価する。(0.5点)

・岡谷市消防団協力事業所の認定の有無により上記点数を加点する。